



美肌県しまね推進事業補助金



美肌県しまね

島根県が推進する「美肌観光」は、地域ならではの「温泉」「食」を中心に、美肌にまつわる「体験」や「お土産」、美肌観光の背景・ストーリーを伝える「人材」などを組み合わせることにより、高い付加価値と地域への経済波及効果のある旅行商品造成の取り組みを行う事業者を支援し、美肌観光素材の「発掘」から「販売」までをトータルでサポートします！

「美肌県ならではのここできできない取組で人を呼びたい。」そんな取組を対象とした補助金制度について、再募集を行います。

「美肌県しまね」推進事業補助金

補助メニュー名	対象経費	対象者	補助率	補助上限額
①誘客推進モデル事業	令和3年5月24日締切分で、令和3年度は募集終了しました		2/3	10,000千円 ※下限なし
②コンテンツ造成支援事業	「温泉」「食」等を活かした「美肌観光」の旅行商品等のコンテンツ造成（ソフト事業）にかかる経費 (ソフト事業) ○コンテンツの開発・販売 ○販路開拓及び販売促進のために必要な経費 など ※アドバイザーへの委託費、モニターツアー、ファミツアー、メディア招請にかかる経費、広告宣伝のためのWEBやパンフレット制作に係る経費を含む ※事業完了までに、商品販売を必須要件とする。 (※商品販売先の例：観光協会HP、各旅行会社での取り扱い、自社サイト、OTAサイト、旅の縁等)	①観光協会 ②法人 ③個人事業主 ④法人格を持たない民間団体 ※いずれも県内で事業を行う者に限る	2/3	2,000千円 ※下限なし
③アドバイザー招請事業	○旅行商品の造成のためのアドバイザー招請に係る経費 ・謝金 ・旅費 など	①島根県内の市町村観光協会 ②広域観光協会 ③旅館ホテル組合 ④その他知事が適当と認めた団体	10/10	1回あたり100千円 ※1回の標準所要時間4時間とし、1申請者につき3回、総額300千円まで。

(注) 令和3年度2回目の募集です。第1回募集時から、交付要綱、様式に一部変更がありますので、ご注意ください。

【主な変更点】美肌県しまね全体の認知度向上に繋がるよう、PRのための取組内容を申請書に記載

対象事業と審査の視点

【必須要件】

- (1) 島根県内にある温泉と食など地域資源を活用した事業であること
- (2) 県、地元市町村と情報共有・協力して行う事業であること

【審査の視点】

- ・「温泉」「食」を中心とする美肌観光をテーマとした地域ならではの資源やストーリーを活かした取組で、県外からの観光誘客や周遊に繋がるものであるか
- ・観光客のニーズを把握、分析し、仮説を立てた上で、ターゲットを明確に見据えた事業内容であるか
- ・県内の複数の観光コンテンツやサービス等とのコラボレーションにより、テーマ性やストーリー性を持たせた内容であり、高付加価値化、地域波及による経済効果があるか
- ・担い手育成や開拓の取組（体験コンテンツのガイドや、サービス提供を支える人材育成、地域内の他業種との連携 など）であるか
- ・販路拡大や販売促進の取組（モニターツアーなどの実施による磨き上げ、ターゲットを明確にした上での販売方法の選定 など）であるか
- ・美肌県しまねの認知度向上に資する提案であるか

【対象とならない事業】

- ・国・県の他の補助事業等の対象となっている事業は対象外

◆◆対象事業の事例◆◆

- ・「美肌」に因んだ新たな旅のスタイルの提案（例：長期滞在型のお籠もり旅、泊食分離型で地域の宿泊施設や飲食店など他業種を巻き込んだ周遊観光プラン開発など）
- ・「美肌」を連想させる新たな食事メニューの開発、エステやヨガ、美容など、心身共に「美」につながる体験コンテンツの開発
- ・美肌観光の背景・ストーリーを伝える「人材」の育成 など

■ 補助事業の期間

交付決定日から令和4年2月末日まで

■ スケジュール（②コンテンツ造成支援事業分）

7月 9日 募集開始

8月31日 申請最終締切（8月末までの期間中は募集を随時受付、随時審査します）

随時 審査及び交付決定・通知

2月末 実績報告書提出締切（以後、5年間 事業状況報告の提出）

※交付決定日以降の契約及び支出に限り、補助対象となりますのでご注意ください。

※消費税は補助対象外です。

■ スケジュール（③アドバイザー招請事業分）・・・年度内に実施される事業を「随時」募集中

応募先及び問い合わせ先

島根県商工労働部観光振興課（誘客推進グループ）

〒690-8501 松江市殿町1（島根県本庁舎2階）

電話：0852-22-6323 HP：<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

検索

島根県観光振興課